

新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）

（令和5年4月1日現在）

保護者の皆様には、日頃より施設における感染症対策と保育活動の両立に向けた取組にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

国の臨時休園等を実施した場合の保育料減額の取扱いの変更を踏まえ、以下の点についてご理解とご協力をお願いいたします。

1. 基本的な感染防止対策の徹底について

感染拡大防止のため、ご家庭においても、引き続き「三つの密（密集・密閉・密接）」の回避、「こまめな手洗い」、「効率的な換気」、「体調が悪い場合は外出、移動を控える」など、基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

また、**お子様に発熱、せき、のどの痛み等の症状がある場合**は、登園はしないで、家庭で様子を見るとともに、まずは、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談してください。相談する医療機関に迷う場合には、「石川県発熱患者等受診・コロナワクチン副反応相談センター」（TEL:0120-540-004）に電話で相談してください。

2. 保育所等の登園停止について

以下の場合、在園児は登園停止となりますので、ご協力をお願いいたします。

区 分	対 応	
在園児が PCR 検査で陽性となった場合 在園児が濃厚接触者となった場合	登園停止	保健所が指示する期間

- ※ 国より令和5年4月以降の新型コロナウイルスに関連した臨時休園等を実施した場合における保育料の日割り計算による減額措置を廃止する旨の通知があったことに伴い、**令和5年4月1日以降、在園児が陽性・濃厚接触者となった場合の減額の取扱いを終了いたします。また、職員・在園児が陽性となった場合の臨時休園は行わない予定です。**
- ※ 園児やご家族について、「陽性または濃厚接触者として特定された」場合には、**必ず利用施設にご連絡いただきますようお願いいたします。**

3. 感染者に対する偏見や差別の防止について

新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。**感染者に対する偏見や差別は、決して許されることではありません。**

公的機関の提供する正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

4. 子どものマスクの着用について

2歳未満の子どもについては、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、マスクの着用は奨めていません。2歳以上の子どもについても、マスクの着用は求めています。なお、基礎疾患がある等の様々な事情により、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用してください。なお、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用してください。

また、大人のマスク着用は個人の判断が基本となりますが、施設の判断で、保護者の方にマスクの着用を求める場合や、職員がマスクを着用している場合があります。